

要介護の方の料金表 通常の営業時間（6時間以上7時間未満の場合）

（費用負担1割の方）

（単位：円）

介護度	a	b	c	d	e	f	g	①	ア	イ	ウ	エ	$a+b+c+d+①+ア+イ+ウ+エ$
	基本報酬 単位 利用回数に よるもの	入浴介助加 算Ⅰ 利用回数に よるもの	サービス提 供体制強化 加算Ⅰ 利用回数に よるもの	個別機能訓 練加算Ⅰ 利用回数に よるもの	個別機能訓 練加算Ⅱ （月1回）	ADL維持加 算Ⅰ （月1回）	科学的介護 推進体制加 算 （月1回）	介護職員等 処遇改善加 算（a+b+c +d+e+f+g）× 9.2%	個別機能訓 練加算Ⅱ （月1回）	ADL維持加 算Ⅰ （月1回）	科学的介護 推進体制加 算 （月1回）	食費 利用回数に よるもの	1日御利用した 場合 利用者負担の 目安
要介護1	584	40	22	56	20	30	40	72	20	30	40	650	1,514
要介護2	689	40	22	56	20	30	40	82	20	30	40	650	1,629
要介護3	796	40	22	56	20	30	40	92	20	30	40	650	1,746
要介護4	901	40	22	56	20	30	40	102	20	30	40	650	1,861
要介護5	1,008	40	22	56	20	30	40	111	20	30	40	650	1,977

（費用負担2割の方）

介護度	a	b	c	d	e	f	g	①	ア	イ	ウ	エ	$a+b+c+d+①+ア+イ+ウ+エ$
	基本報酬 単位 利用回数に よるもの	入浴介助加 算Ⅰ 利用回数に よるもの	サービス提 供体制強化 加算Ⅰ 利用回数に よるもの	個別機能訓 練加算Ⅰ 利用回数に よるもの	個別機能訓 練加算Ⅱ （月1回）	ADL維持加 算Ⅰ （月1回）	科学的介護 推進体制加 算 （月1回）	介護職員等 処遇改善加 算（a+b+c +d+e+f+g）× 9.2%	個別機能訓 練加算Ⅱ （月1回）	ADL維持加 算Ⅰ （月1回）	科学的介護 推進体制加 算 （月1回）	食費 利用回数に よるもの	1日御利用した 場合 利用者負担の 目安
要介護1	1,168	80	44	112	40	60	80	145	40	60	80	650	2,379
要介護2	1,378	80	44	112	40	60	80	165	40	60	80	650	2,609
要介護3	1,592	80	44	112	40	60	80	184	40	60	80	650	2,842
要介護4	1,802	80	44	112	40	60	80	204	40	60	80	650	3,072
要介護5	2,016	80	44	112	40	60	80	223	40	60	80	650	3,305

（費用負担3割の方）

介護度	a	b	c	d	e	f	g	①	ア	イ	ウ	エ	$a+b+c+d+①+ア+イ+ウ+エ$
	基本報酬 単位 利用回数に よるもの	入浴介助加 算Ⅰ 利用回数に よるもの	サービス提 供体制強化 加算Ⅰ 利用回数に よるもの	個別機能訓 練加算Ⅰ 利用回数に よるもの	個別機能訓 練加算Ⅱ （月1回）	ADL維持加 算Ⅰ （月1回）	科学的介護 推進体制加 算 （月1回）	介護職員等 処遇改善加 算（a+b+c +d+e+f+g）× 9.2%	個別機能訓 練加算Ⅱ （月1回）	ADL維持加 算Ⅰ （月1回）	科学的介護 推進体制加 算 （月1回）	食費 利用回数に よるもの	1日御利用した 場合 利用者負担の 目安
要介護1	1,752	120	66	168	60	90	120	218	60	90	120	650	3,244
要介護2	2,067	120	66	168	60	90	120	247	60	90	120	650	3,588
要介護3	2,388	120	66	168	60	90	120	277	60	90	120	650	3,939
要介護4	2,703	120	66	168	60	90	120	306	60	90	120	650	4,283
要介護5	3,024	120	66	168	60	90	120	335	60	90	120	650	4,633

※上記の料金表は、1日利用のおよその金額です。

この基本利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料金も自動的に改定されます。その場合は、事前に新しい基本料金表を書面でお知らせいたします。

《加算内容》

- ・入浴介助加算Ⅰは、入浴された場合入浴介助加算Ⅰをいただきます。（1回に付）
- ・サービス提供体制強化加算は、職員体制の加算です。
- ・個別機能訓練加算Ⅰにつきますは、利用者、家族等がご希望された場合、当センターの機能訓練指導員が計画を立て、同意を得てから実施となります。（1回に付）
- ・介護職員等処遇改善加算の単位数は、基本料金の単位数と各種加算料金の単位数の合計に、9.2%を乗じて計算されます。従って、介護度別の基本料金の単位数の違いや回数、上記加算の有無により変わります。

- ・食費は、1食あたりの料金です。
- ・ADL維持加算Ⅰは、月額1回の料金です。（ケアの内容等データーを厚労省に報告し、基準に適合した場合加算）
- ・個別機能訓練加算Ⅱは、月額1回の料金です。（ケアの内容等データーを厚労省に報告した場合）
- ・科学的介護推進体制加算は、月額1回の料金です。（ケアの内容等データーを厚労省に報告した場合）

《その他費用》

- ・毎月、美容サービスを行っており、事前にご希望をお願いします。利用料と一緒に支払いとなります。
- ・個別に生活機能向上のための材料、及び道具に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であると思われる場合は事前にご連絡の上、費用をご負担いただく場合がございます。

《その他》

- ・利用時間は、午前9時15分から午後3時40分までのものとなっております。なお、送迎時間は含みません。ご家族様が送迎をされた場合片道47単位の減算がございます。

例）費用負担1割の方で 要介護1、週2回（月8回）ご利用、毎回、入浴と機能訓練をされる場合

加算等	単位数	回数	金額（円）
要介護 1 a	584	8	4,672
機能訓練加算Ⅰ b	56	8	448
入浴介助加算Ⅰ c	40	8	320
サービス提供体制加算Ⅰ d	22	8	176
機能訓練加算Ⅱ e	20	1	20
ADL維持加算Ⅰ f	30	1	30
科学的介護 g	40	1	40
介護職員等処遇改善加算 a～gの9.2%	524	1	524
機能訓練加算Ⅱ	20	1	20
ADL維持加算Ⅰ	30	1	30
科学的介護	40	1	40
小計			6,320

昼食代	回数	金額（円）
650	8	5,200 ②

①+②	合計	11,520
-----	----	--------